

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務に係る
条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出要領

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務の入札に参加するための資格審査を受けようとする方は、下記の要領により必要書類を提出期間内に提出してください。

記

1 業務内容

- ア 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第1区域）
- イ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第2区域）
- ウ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第3区域）
- エ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第4区域）
- オ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第5区域）

2 入札参加資格

以下の（1）又は（2）のいずれかの要件を満たす者であること。

（1）単体法人又は個人事業者の場合

- ア 令和8年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種の種類が大分類「廃棄物処理」、小分類「一般廃棄物収集運搬」で登録されていること。
- イ 本市において、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業の許可を受けていること。
- ウ 令和3年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務に類似する業務又は本市において塵芥車を用いた事業系一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有していること。
- エ 本件業務を自ら行う者であること。
- オ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な事務所、車両及び駐車場所を確保できること。
- カ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な従業員を雇用し、又は雇用できること。
- キ 公告の日において、資本金の額が300万円以上であること。
- ク 令和6年度及び令和7年度における本市の事業系一般廃棄物の搬入量がいずれも300t以上であること。
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- コ 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- サ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（2）共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立された共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合

- ア 共同企業体の構成員の全てが2（1）アから2（1）サまでの要件を満たすこと。
- イ 共同企業体を構成する者は、第1区域から第5区域までのいずれの区域について

も 2 者で構成していること。

ウ 代表者は、出資比率が最大の者とする。

エ 令和 8 年 8 月 12 日までに共同企業体協定を締結していること。

3 申請書類

別紙「申請書類一覧表」に掲げる書類

4 上記申請書類の提出先等

(1) 提出期間及び時間

公告の日から令和 8 年 8 月 12 日（水）までの日

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和 23 年法律第 178 号）を除く）

※持参にて提出する場合は、事前に来課日時をご連絡ください。

(2) 提出場所

八尾市高美町五丁目 2 番 2 号 八尾市清掃庁舎内 1 階

八尾市環境部環境事業課

電話番号 (072)991-6254 (直通)

5 提出部数 1 部とする。ただし、複数の業務に係る入札に参加を希望する者は、各入札に係る条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出すること。（その他の書類については、重複するため、1 部のみの提出を可とする。）

6 申請に際しての注意事項

(1) 受付しないもの

ア 申請書類に不備のある場合（仮受付もしない。）

イ 提出期限を経過した場合

(2) その他の注意事項

ア 受け付けた書類は、理由のいかんにかかわらず、一切返却しない。

イ 入札要領及び入札心得を理解の上、入札に参加すること。

ウ 入札の参加人数は、1 事業者 1 人とする。